

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部を助成しています



- ▶ 対象者 65歳以上の方（令和2年度は昭和31年4月1日以前に生まれた方）
- ▶ 助成額 1人1回につき、3,500円を助成いたします。
※3,500円を差し引いた接種費用を各医療機関窓口でお支払ください。
- ▶ 予診票 保健福祉課（神崎ふれあいプラザ保健福祉館）において予診票をお渡ししています。
- ▶ 接種医療機関 ①神崎クリニック ②四季の丘クリニック
③矢野医院（成田市） ④なのはなクリニック（成田市）
⑤石井内科医院（香取市）⑥越川医院（香取市）
※指定医療機関以外で接種を希望される方は、保健福祉課へ事前にご連絡ください。
- ▶ 問合せ 保健福祉課保健係 ☎②1603

！注意事項！

肺炎球菌ワクチンは毎年接種する必要がなく、1回の接種で5年以上効果が持続するとされています。以前に接種したことがある方は、必要性を慎重に考慮し、かかりつけ医または前回接種を受けた医療機関でご相談の上、前回接種から十分な間隔を確保して下さい。



戦没者等のご遺族の皆様へ ～第十一回特別弔慰金支給のお知らせ～

戦没者等のご遺族に第十一回特別弔慰金（記名国債）が支給されます。

第十一回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表すため、第十回特別弔慰金に続き償還額を年5万円とし、5年ごとに国債を交付することとしています。

▶ 支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

▶ 支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▶ 請求期限 令和5年3月31日まで（請求期間が約3年間ありますので、コロナ感染症予防のため、コロナ終息後の窓口申請をお勧めします。）

（期限を超過しますと第十一回特別弔慰金を受けることができなくなります。）

▶ 請求・問合せ 神崎町保健福祉課☎②1603